

障害福祉における最近の状況について

国においては、障害者福祉施策の見直しが進められている。平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の附則では、施行後3年を目途として障害者福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果について所要の措置を講ずることとされており、27年12月に社会福祉審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」が取りまとめられた。この報告書に基づき、28年6月に障害者総合支援法等が改正され、30年4月に施行予定である。障害者の権利擁護については、24年10月の障害者虐待防止法の施行、26年1月の障害者権利条約の批准、28年4月には障害者差別解消法が施行されなど、諸制度の変革が進んでいる。

このような状況の中、内閣府は、平成30～34年度を計画期間とする障害者基本法に基づく障害者施策に関する基本計画「第4次障害者基本計画」の策定を進めているところであり、また厚生労働省は29年3月に障害者総合支援法に基づく基本指針（第5期）を定めたところである。千葉県としてはこれらの計画等を基本としつつ、本県の状況を踏まえ、29年度中に「第六次千葉県障害者計画」を策定する必要がある。

